## 伊賀市納税通知書用封筒広告掲載募集要項

#### 1. 目的

この要項は、「伊賀市広告掲載要綱」及び「伊賀市広告掲載基準」に基づき、 市が令和8年度分の納税通知書を発送する際に用いる封筒(以下「納税通知書 用封筒」という。)に掲載する広告の募集について、必要な事項を定めるもの とする。

- 2. 広告を掲載する媒体
  - (1) 広告を掲載する媒体は次の納税通知書用封筒とする。
    - ① 市民税・県民税・森林環境税通知書用封筒 封筒の規格 縦120ミリメートル×横235ミリメートル 発送数 約20,000通 発送時期 2026(令和8)年6月中旬 送付先 市民税・県民税・森林環境税の納税者の内、普通徴収による納税者
    - ② 軽自動車税納税通知書用封筒 封筒の規格 縦120ミリメートル×横235ミリメートル 発送数 約32,000通 発送時期 2026(令和8)年5月上旬 送付先 軽自動車税の納税者
    - ③ 固定資産税納税通知書用封筒 封筒の規格 縦120ミリメートル×横235ミリメートル 発送数 約46,000通 発送時期 2026(令和8)年4月上旬 送付先 固定資産税の納税者
  - (2) 上記の発送時期以降、概ね1年間に随時発送することがある。
  - (3) 発送数は予定であり、納税者数の増減により変動する場合がある。
  - (4) 発送予定数を超えた場合、広告掲載のない封筒を送付することがある。
- 3. 掲載箇所

広告の掲載箇所は、納税通知書用封筒の裏面とする。

- 4. 掲載方法
  - (1) 広告掲載枠は、納税通知書用封筒1種につき1枠とする。
  - (2) 広告掲載枠の上、又は横に、「広告」と表示する。
  - (3) 広告掲載枠の下に、「この広告は、広告収入を得て封筒作成経費の一部 に充てる取組みで、広告の内容と伊賀市の税業務に直接の関係はありませ ん。広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。な お、税に関するご質問については市税担当課へお問い合わせください。」

と表示する。

### 5. 広告の規格

- (1) 広告掲載枠1枠の大きさは、縦70ミリメートル、横80ミリメートルとする。
- (2) 広告は、単色刷りとする。
- (3) 広告には、広告主の名称及び連絡先を明記しなければならない。
- (4) 広告の原稿は、eps 形式の電子データによるものとし、入稿の際は電磁 的媒体に保存したものと、紙に印刷したものを併せて提出するものとする。

#### 6. 掲載料

- (1) 広告掲載料は、次の各号の金額とする。
  - ① 市民税・県民税・森林環境税通知書用封筒 広告掲載枠1枠あたり20,000円
  - ② 軽自動車税納税通知書用封筒 広告掲載枠1枠あたり30,000円
  - ③ 固定資産税納税通知書用封筒 広告掲載枠1枠あたり50,000円
- (2) 前項の金額は、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

#### 7. 募集方法

広報いが10月号、及び市ホームページ、ケーブルテレビ文字放送等で告知する。

# 8. 申込方法

- (1) 広告掲載の申込みは、納税通知書用封筒広告掲載申込書(様式第1号) に必要事項を記入のうえ、次の資料を添付して申込み締切日までに提出し なければならない。
  - ① 広告の原稿を紙に印刷したもの、又はその形状及び内容を示す書類
  - ② 事業者の事業の概要がわかる書類
  - ③ 広告事業についての許認可証の写し
- (2) 申込書の提出方法は、財務部課税課へ持参もしくは郵送とする。
- (3) 申込み期間は、2025 (令和7) 年 10 月 30 日 (木) から 2025 (令和7) 11 月 13 日 (木) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土曜日・日曜日・祝日を除く。) とする。

### 9. 掲載の決定

(1) 市長は、納税通知書用封筒広告掲載申込書を受理したときは、締め切り後、当該申込みに係る広告の内容を審査し、広告を掲載することが適当と認められる者の中から、納税通知書用封筒の種別ごとに伊賀市広告掲載要綱第5条第1項に規定する優先順位によって広告主を決定する。ただし、この項の規定によってなお広告掲載枠数を超える場合は、次の各号のとおり広告主を決定する。

- ① 伊賀市広告掲載要綱第5条第1項に規定する優先順位で、第1順位者が2者以上いる場合は、第1順位者の中から抽選で1者を広告主として決定する。
- ② 伊賀市広告掲載要綱第5条第1項に規定する優先順位で、第1順位者 が1者、第2順位者がいる場合は、第1順位者を広告主として決定する。
- ③ 伊賀市広告掲載要綱第5条第1項に規定する優先順位で、第1順位者が無く、第2順位者がいる場合は、第2順位者を広告主として決定する。ただし、第2順位者が2者以上いる場合は、第2順位者の中から抽選で1者を広告主として決定する。
- ④ ①及び③の抽選が必要な時は、後日、日程を決めて申込者による抽選を行うものとする。ただし、決定した日程に出席できない場合は、職員による代理によるものとする。
- (2) 広告主を決定したときは、納税通知書用封筒広告掲載決定通知書(様式 第2号) により、広告主に通知する。
- (3) 広告を掲載しないことを決定したときは、納税通知書用封筒広告非掲載 決定通知書(様式第3号)により申込者に通知する。

# 10. 掲載料の納付

広告主は、納税通知書用封筒広告掲載決定通知書の通知日以後、市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。

#### 11. その他

この要項に定めのない事項については、伊賀市広告掲載要綱及び伊賀市広告掲載基準によるものとする。